

基礎調査委託特記仕様書

土浦市 教育委員会 生涯学習課
建設部 道路建設課

(適用)

- 第1条 本特記仕様書は、土教生委第2号 土浦市青少年の家境界確定復元測量業務委託委託に適用する。
- 2 本特記仕様書は、茨城県測量作業共通仕様書及び茨城県用地測量等共通仕様書を補完する。

(目的)

- 第2条 本業務は、土浦市青少年の家の解体により、土地の返還（返還期日：令和9年3月31日）を要することから、基礎資料調査及び境界確定、その他返還に必要な資料作成を目的とする。

(履行場所)

- 第3条 履行場所は、別添位置図のとおりとする。

(履行期間)

- 第4条 履行期間は、契約の翌日より令和9年2月28日までとする。

(業務内容)

- 第5条 この業務における業務内容は、別紙「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(納入する成果品等)

- 第6条 納入する成果品等は、別紙のとおりとする。

(打合せ協議)

- 第7条 この業務における打合せ協議には、管理技術者が立ち会うこと。
- 2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出すること。

(土地への立入又は一時使用)

- 第8条 受託者は、作業実施に当たり道路法第66条を遵守すること。
- 2 裏面に道路法第66条を記した身分証明書を携帯すること。
- 3 前項の身分証明書は発注者が発行する。
- 4 土地への立入時期については、立入前に必ず発注者と協議をすること。

(障害物の除去)

- 第9条 受託者は、障害物を伐採しなければ測量等が困難と認められるときは、速やかに監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 受託者は、前項の監督員の指示により障害物の除去を行うときは、あらかじめ所有者の承諾を得て行なわなければならない。
- 3 受託者は第1項に規定する指示により障害物の除去を行ったときは、障害物除去報告書を作成し、速やかに監督員に提出しなければならない。
- 4 障害物の除去において生じた損失等は、あらかじめ発注者が認めたものを除き受託者

が負担するものとする。

（不動産調査報告書データ作成）

第10条 不動産調査報告書作成用データは平成28年1月8日付け法務省民二第5号法務省民事局民事第二課長依命通知に基づく様式とし、筆ごとに作成すること。

- 2 後続作業もあるので、境界確認作業や境界測量までの基本的な土地に関する情報を、様式に沿って記載すること。
- 3 測量終了から後続作業まで相当期間を要する場合があるので、測量時の境界点の写真撮影を実施し現況を確実に記録する。
- 4 その他不動産調査報告書の記載方法、電子データを納品する場合の取扱いについて不明な点がある場合は、監督員と協議し対処すること。

（電子納品対象業務）

第11条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

- 2 電子納品の実施内容は以下のとおりとし、その詳細については「茨城県電子納品ガイドライン」を参照すること。

（1）電子納品（成果品の電子化）

- 3 受託者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境が整備されていない場合には、その整備を行うこと。
- 4 電子納品の対象とする成果品の作成及び納品については、「茨城県電子納品ガイドライン」（P35～38「2-3-9電子納品保管管理システムへの登録」（（一財）茨城県建設技術公社への登録）については一時運用停止）及び「測量成果電子納品要領(案)」に基づくこと。また、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」,「CAD製図基準(案)」に基づき作成すること。
- 5 成果品の提出は、電子媒体CD-R2部、製本1部とし、電子媒体は2部を監督員に提出するものとする。
- 6 電子化されたものを含めた成果品については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者(工事業者や建設コンサルタント等)に貸与することがある。

（業務実績情報システム（以下「テクリス」という）への登録）

第12条 本業務は、テクリスの登録対象業務であるので、テクリスへの登録を行うこと。また、登録内容確認書を監督員に提出すること。

（成果品等の手直し）

- 第13条 受託者は、業務完了後も成果品に修正が必要と認められた場合は、受託者の責任において、修正、補足その他の措置を行うこと。
- 2 業務完了時に未立会者がいる場合は、前項と同様に受託者の責任において、修正、補足その他の措置を行うこと。

（個人情報等の取り扱いについて）

- 第14条 当業務における個人情報等の取り扱いについては、業務委託契約書のとおり実施すること。
- 2 業務着手前に「個人情報の安全管理措置の実施に関する報告書」を作成し、監督員に提出すること。

（関連工事との調整）

第 15 条 業務の実施に当たり、青少年の家の返還に係る施設等撤去工事が実施されているため、現地への立入開始日及び境界確認の日程等については、監督員と協議の上決定する。

ただし、現地調査までに必要な資料調査を実施し、現地立入開始後、速やかに復元作業等ができるよう準備すること。

（その他）

第 16 条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
測量成果簿	1 部	A4キングファイル
公図（転写連続図）	1 部	A1
用地実測図	1 部	A1
地積測量図	1 式	面積計算含む
境界立会証明書	1 部	土浦市様式
その他発注者の指示するもの	1 式	

貸与又は支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2. 貸与資料

品 名	数 量	摘 要
土浦市公共基準点資料	1 式	

3. 支給資料

品 名	数 量	摘 要